

□ 共同海損 (G.A. : General Average)

(質問)

当社の貨物を積んだ本船がスエズ運河を航行中に座礁しましたが、不幸中の幸いにも当社の貨物は損傷なしということで安心しました。ところがその後船会社から共同海損の通知書が届きました。その内容は事故の概要説明と処理方針の記載に続き、共同海損分担金支払の誓約書と保険会社の保証状の提出、もし無保険であれば供託金 (Cash Deposit) の支払を求めるものでした。当社の過失は全くないのに供託金を払わなければならないという共同海損とはどういうものですか？ 青天井の支払い誓約書の提出は恐ろしいし、納得出来ません。

(回答)

共同海損とはあまり聞きなれない言葉ですが、海上輸送特有の危険に対し、貨物の所有者と船舶の所有者が共同で損害を分担する制度です。例えばこのケースのような船舶の座礁や火災事故など、放置すれば船と貨物の双方が滅失する危険が発生したとき、その共同の危険を回避するために貨物の一部を投棄して船舶を浮上させ、船舶を曳航して救助することがあります。このとき犠牲となった貨物の損害や救助に要した費用を船舶と貨物の所有者が共同して分担する制度が共同海損です。これはヨーク・アントワープルール (1877年制定・2016年改定最新版) という国際規則により成立要件や精算方法が定められています。

共同海損が成立するための要件

船主がひとたび「共同海損」を宣言すれば、係る費用や損害を船主およびそれぞれの荷主に負担を求めることになるので、船主側の乱用を防ぐ意味も込め、共同海損が成立するために必要な要件を定めています。

1. 共同の危険が現実には生じていること。
2. 共同の安全のための行為であること。
3. 故意かつ合理的な行為であること。
4. 犠牲および費用は異常なものであること。

船舶・積荷・燃料・運賃のいずれか一つだけの危険ではなく、共同の危険であることが必要です。この場合では、船舶が荒天に遭遇してスエズ運河内で座礁し、海水が船倉内に浸入して積荷に損害を生じただけでは共同の危険とはいえません。単なるカーゴダメージの範疇です。しかしその後浸水が徐々に増大してそのままでは船舶と貨物の双方が滅失する(共同の危険)が発生したので、その危険を回避するために貨物の一部を投棄して(故意的な行為)、船舶を軽くして浮上させて、自行不能となった船舶を曳航して救助しました(費用は異常なも)。このように船舶・積荷が共通の危険に晒されており、共同海損が成立する要件が満たされていました。他の例を挙げれば、機関故障で漂流し

ている船舶は、危険は切迫していなくても現実に危険があると考えられる(共同の安全)。また例えば、一部の積荷火災が発生し、注水すれば他の積荷に損害を与えるのに、敢えて注水する場合(故意的な行為)。また機関故障のため自航不能となり、曳航を依頼して最寄りの港に避難する場合は通常の航海とは異なる(異常な費用)が発生したことになります。

共同海損精算に必要な書類

共同海損が起こったとき、荷主が通常提出を求められるのは次の3つの書類です。

- **Average Bond(共同海損盟約書)**

荷主が共同海損に同意することを記した書類。

後日、割当てられる共同海損分担額支払いを約束する契約書(念書)。船会社から送られて来る書式に貨物の明細を記してサインのうえ、船会社へ提出する。

- **Valuation Form(価額申告書)**

荷主が貨物の価額を申告する書類。共同海損の分担額は、船舶と貨物の価額の割合に応じて算出するため、貨物の価額を共同海損精算のために申告。船会社から送られて来る書式に貨物の価額を記入してサインのうえ提出する。

- **Letter of Guarantee(保険会社の保証状)**

荷主が将来支払う共同海損分担金を保険会社が代わりに支払うことを、船会社に対して約束する書類。

共同海損の必要書類は、提出が遅れると本船の到着後貨物の引き渡しを受けられないので、すみやかに提出することが肝要です。

共同海損により貨物所有者の分担となる費用はI.C.C. (A)、(B)、(C)いずれの保険条件でもカバーされているので、海上貨物保険が付保されていれば荷主の手続きはこれで終了します。金額が未定の共同海損分担金に対してCash Depositという人質を取られぬためにも、海上貨物保険の付保は忘れてはなりません。